

日行連発第1706号
令和6年3月28日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

日本行政書士会連合会職務基本規則の制定について（周知）

令和6年1月18日に開催された理事会において、日本行政書士会連合会職務基本規則（以下「職務基本規則」という。）の制定が承認可決され、令和6年4月1日に施行され、同規則附則第2項の規定に基づき、平成18年1月19日理事会にて承認された行政書士倫理は、この規則の施行をもって廃止することとされましたので、お知らせいたします。職務基本規則は近年、行政書士に求められる社会的責任が一層増していることから、行政書士の職務に関する倫理と行為規範を明確にするものです。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、所属会員へご周知いただきますようお願いいたします。

なお、現在、各条文の趣旨等を概説したガイドラインを作成しております。こちらについても、完成次第各単位会へお知らせいたします。

以上

【別紙】

・行政書士職務基本規則